



こどもまんなか  
こども家庭庁

# 児童の 権利に関する条約 とこども基本法 についてしらべました！

みんなは「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」や  
「こども基本法」のことをどれだけ知っているのかな?  
「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」を  
みんなに知ってもらうためには、どうしたらよいのかな?  
アンケートでしらべました!

## 「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」って?

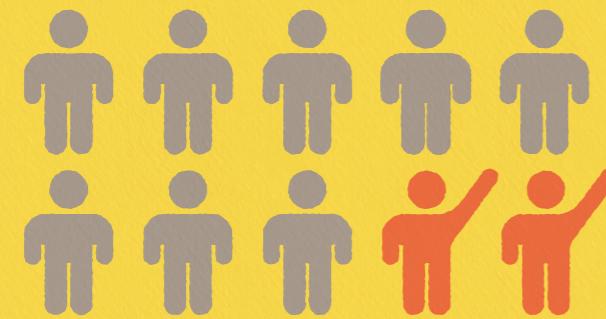
すべての子どもがもっている権利についてきめた条約のことだよ。  
条約とは、国と国とのやくそくのことだよ。

## 「こども基本法」って?

こどもやわかもののみなさんが自分らしくしあわせに成長でき、くらせるよう  
な社会をめざして、こどもやわかものにかんけいする取組をすすめていくた  
めの基本となることをきめたほうりつのことだよ。

## 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を知っている人はどのくらいいるの?

### 小学生



「子どもの権利条約」を聞いたことがある人 — 24.2%  
聞いたことがない人 — 75.8%

10人のうち

2  
人

### 中学生



「子どもの権利条約」を聞いたことがある人 — 43.2%  
聞いたことがない人 — 56.8%

10人のうち

4  
人

### 高校生



「子どもの権利条約」を聞いたことがある人 — 67.1%  
聞いたことがない人 — 32.9%

10人のうち

7  
人

### 大人



「子どもの権利条約」を聞いたことがある人 — 53.2%  
聞いたことがない人 — 46.8%

10人のうち

5  
人

中学生、高校生、大人の人は、  
半分くらいの人が「子どもの権利条約」のことを  
知っていることがわかったよ!

これからもたくさん的人に  
「子どもの権利条約」のことを  
知ってもらうひつようがあるね!

## こども基本法を知っている人はどのくらいいるの？

### 小学生



10人のうち

2  
人

### 中学生



10人のうち

4  
人

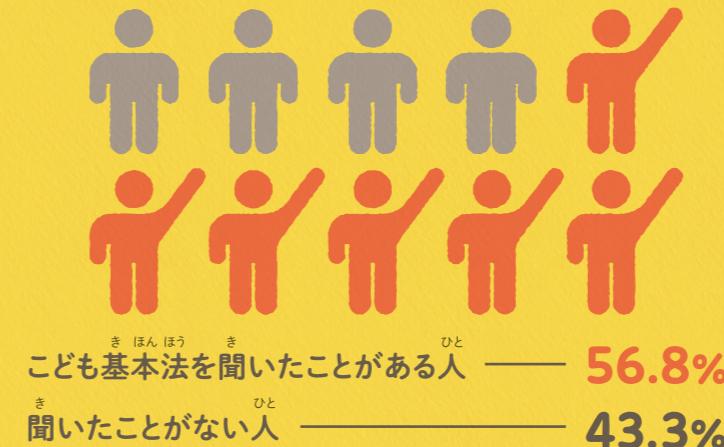
### 高校生



10人のうち

6  
人

### 大人



10人のうち

6  
人

小学生、中学生は、こども基本法のことを  
知っている人が「子どもの権利条約」を  
知っている人よりも少ないね。

こども基本法も大切なほうひとつだから、  
これからもっとたくさんの人々にこども基本法の  
ことを知ってもらうひとつあるね！

こどもの権利をたくさんの人々に知ってもらうためには、何をしたらよいと思うか聞いてみたよ!

## 小学生

- ★ 学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- ★ 学校の先生など、子どもとかかわる大人が子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- ★ 学校以外のところで子どもの権利について学ぶことができるところをつくる

## 中学生

- ★ 学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- ★ SNSや動画など、インターネットをつかってみんなに知らせる
- ★ テレビやテレビのコマーシャルをつかってみんなに知らせる

## 高校生

- ★ 学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- ★ SNSや動画など、インターネットをつかってみんなに知らせる
- ★ 大人が子どもの権利について学ぶ時間をつくる

## 大人

- ★ こどもたち自身が学校で子どもの権利について学ぶ時間をふやす
- ★ 大人とこどもが一緒に学ぶ機会をふやす
- ★ こどもとかかわる大人がけんしゅうなどで子どもの権利について学ぶ機会をふやす

こどもの権利をたくさんの人々に知ってもらうためには、  
こどもも大人もみんなに知ってもらうように、学校で学んだり、  
大人が学んだり、みんなに知らせることができるとよいと思っていることがわかったよ!

児童の権利に関する条約とこども基本法についてしらべるほかにも、こどもの権利を

知ってもらう・守るために日本や海外でやっていることをしらべたり、こどもの権利を

知ってもらう・守るための活動をしている人たちにお話を聞きに行ったりしました。

その結果、これから取組で大事なことを考えたよ!

## こどものみんなへ

### 学校にかんけいすること

- いま学校でやっている権利についての勉強がどのような内容かしらべる。
- こどもの権利を知つてもらう・守るための活動をしている人たちがつくつくる権利についての教材をみんなに知つてもらえるようにする。

### 学校以外のこと

- 今回しらべたことをみんなに知らせることで、こども基本法や条約を知つてもらうようにする。

## こどもとかんけいがあるおしごとをしている大人へ

- こどもとかんけいがあるおしごとをしている大人がこどもの権利についてしらべやすくなるようにする。
- 今回しらべたことをこどもとかんけいがあるおしごとをしている大人に知らせることで、こども基本法や条約のことをみんながどれだけ知つているのか、どんな問題があるのか知つてもらうようにする。

## それ以外の大人へ

- こどもの権利についてのまとめられたものやイベントのことをお知らせする。
- 自治体※やこどもの権利について考えている人たちがやつたよいことをお知らせすることで、こどものいる大人や自治体の人にこどもの権利のことをしらべもらう。

※自治体:都道府県、市区町村のことだよ